

【資料2】

横浜市税制研究会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権活用上の諸課題等について意見を聴取するため「横浜市税制研究会」(以下「研究会」という。)を行政運営調整局に設置する。

(職務)

第2条 研究会委員は、前条の諸課題等について、行政運営調整局を担当する副市長(以下「副市長」という。)に意見を述べる。

(組織)

第3条 研究会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、1年以内で、副市長の依頼する期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(座長)

第4条 研究会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を掌理し、研究会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、必要なつど座長が招集する。

- 2 研究会は、必要があると認めるときは、他の諸課題について検討を行っている会議と合同で会議を開催し、又は、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、行政運営調整局主税部税制課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年8月2日から施行する。